

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

規 則	ページ
◎高知女子大学学則の一部を改正する規則	1
◎高知県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則	3
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	5
◎高知県海岸管理条例施行規則の一部を改正する規則	7
高知県教育委員会規則	
◎公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 〈3・25揭示〉	9
◎高知県立学校職員等被服貸与規則の一部を改正する規則 〈〃〉	9
◎高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則の一部を改正する規則 〈〃〉	12

## 規 則

高知女子大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第22号

#### 高知女子大学学則の一部を改正する規則

高知女子大学学則（昭和31年高知県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別に」を「学長が」に改める。

第2条の2第2項中「別に」を削る。

第3条中「次の」を「次の表のとおり」に改め、同条の表を次のように改める。

学部	学科
文化学部	文化学科
看護学部	看護学科
社会福祉学部	社会福祉学科
健康栄養学部	健康栄養学科

第4条第2項中「学則は、」を「学則は、知事が」に改める。

第5条中「次の」を「次の表の」に改め、同条の表を次のように改める。

学部及び学科	1年次入学定員	3年次編入学定員	収容定員
文化学部文化学科	80人	5人	330人
看護学部看護学科	80人	4人	328人
社会福祉学部社会福祉学科	70人	—	280人
健康栄養学部健康栄養学科	40人	—	160人
合計	270人	9人	1,098人

第8条及び第9条中「別に」を削る。

第10条第1項中「生活科学部生活デザイン学科若しくは環境理学科、」を削り、「看護学部看護学科又は社会福祉学部社会福祉学科」を「又は看護学部看護学科」に改め、同条第4項中「別に」を削る。

第15条の2の見出し中「及び転学科」を削り、同条中「又は学科に転部又は転科」を「に転部」に、「転出及び転入する」を「転出し、及び転入する」に改め、「又は転学科」を削る。

第15条の3第3項中「別に」を削り、同条第4項中「第16条」を「次条」に改める。

第18条第1項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とする。

第23条第3項中「別に」を削る。  
 第24条第3項中「別に」を「、学長が」に改める。  
 第25条中「別に」を削る。  
 第26条の表を次のように改める。

区分			文化学部文化学科		看護学部看護学科		社会福祉学部社会福祉学科		健康栄養学部健康栄養学科	
			必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
共通教育科目	外国語	英語	4	4	4	4	4	4	4	4
	(必修)	英語以外の外国語	—	4	—	—	—	—	—	—
科目	土佐学科目		—	17	—	14	—	16	—	18
	女性学科目									
	教養科目									
	情報科目									
	健康スポーツ科目 外国語科目(選択)									
専門教育科目			10	79	101	—	38	56	46	48
自由科目			6		4		6		4	
合計			124		127		124		124	
備考 自由科目は、共通教育科目及び専門教育科目(他の学部及び学科のものを含む。)のうちから選択して履修するものとする。										

第28条第2項中「次の」を「次の表の」に改め、同項の表を次のように改める。

学部及び学科	学位
文化学部文化学科	学士(文学)
看護学部看護学科	学士(看護学)
社会福祉学部社会福祉学科	学士(社会福祉学)
健康栄養学部健康栄養学科	学士(健康栄養学)

第29条第2項第4号を削り、同条第3項中「前項の」を「前項各号に掲げる」に、「次の」を「次の表の」に改め、同項の表を次のように改める。

学部及び学科	教科の種類
文化学部文化学科	国語 英語
看護学部看護学科	看護 看護教諭

第29条の2を削る。

第30条中「生活科学部健康栄養学科」を「健康栄養学部健康栄養学科」に、「に定める」を「第9条第1号の教育の内容に相当するものとして本学が定める」に改める。

第30条の2中「生活科学部健康栄養学科」を「健康栄養学部健康栄養学科」に、「管理栄養士学校指定規則(昭和41年文部省・厚生省令第2号)第2条第1号に規定する教育内容」を「管理栄養士学校指定規則(昭和41年文部省・厚生省令第2号)第2条第1項第1号の教育の内容」に改める。

第31条第1項中「保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部・厚生省令第1号)」を「保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部・厚生省令第1号)」に改める。

第32条の見出しを「(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士国家試験受験資格)」に改め、同条第3項を同条第2項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 社会福祉学部社会福祉学科において介護福祉士の国家試験の受験資格を得るには、社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)第5条第3号の教育の内容に相当するものとして本学が定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

第38条第1項第2号から第6号までを次のように改める。

- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
- (3) 本学創立記念日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

第38条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第3号に掲げる休業日の日は4月21日とし、同項第4号から第6号までに掲げる休業日の期間は学長が定める。

第40条第2項中「選考については、別に」を「選考の基準については、学長が」に改める。

第40条の2第2項中「別に」を「学長が」に改める。

第41条第2項、第41条の2第3項、第47条及び第48条中「別に」を削る。

第52条(見出しを含む。)中「保健室」を「健康管理センター」に改める。

第55条中「別に」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知女子大学学則(次項において「旧学則」という。)の規定より生活科学部に置かれた生活デザイン学科、健康栄養学科及び環境理学科(以下「旧生活科学部学科」という。)は、この規則による改正後の高知女子大学学則(以下「新学則」という。)の規定にかかわらず、平成22年3月31日において旧生活科学部学科に在学する者が旧生活科学部学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

- 3 前項の規定により存続する旧生活科学部学科に在学する者については、旧学則第15条の2、第29条の2、第30条及び第30条の2の規定は、なおその効力を有する。
- 4 平成21年度以前に入学した者に係る卒業要件、学位の授与及び教育職員免許状取得資格については、新学則第26条、第28条及び第29条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成21年度以前に社会福祉学部社会福祉学科に入学した者に係る国家試験の受験資格については、新学則第32条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

~~~~~  
高知県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

#### 高知県規則第23号

##### 高知県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県漁港管理条例施行規則（昭和38年高知県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第5条の2中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、使用の許可をするときは知事が別に定める使用許可書を当該申請をした者に交付し、使用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

第5条の2に次の1項を加える。

6 知事は、前項の規定による申請があった場合において、利用の許可をするときは知事が別に定める利用許可書を当該申請をした者に交付し、利用の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

第5条の3中「同号」を「条例第8条第1項第1号」に、「前条第3項又は第4項」を「前条第4項又は第5項」に改める。

第5条の5を第5条の6とし、第5条の4を第5条の5とし、第5条の3の次に次の1条を加える。

（使用の廃止の届出等）

**第5条の4** 条例第8条第1項の規定による使用（条例別表第1の2において使用料を定めた漁港施設の使用に限る。以下この条において同じ。）の許可（指定管理漁港施設の管理を指定管理者が行うことができない場合において知事がした利用の許可を含む。以下この条において同じ。）を受けた者は、当該許可の期間が満了する前にその使用を廃止しようとするときは、別記第6号様式の3による甲種漁港施設使用廃止届を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、条例第18条第1項の規定に基づき当該許可を取り消すときは、別記第6号様式の4による甲種漁港施設使用許可取消し等決定通知書により当該届出者に通知するものとする。

3 前項の場合における条例第15条第3項の規定に基づく使用料の還付金額については、当該届出者の使用の許可の期間の残期間（当該許可を取り消した日の翌日から当該許可の期間が満了する予定であった日までの期間をいう。以下この項において同じ。）によるものとする。この場合において、残期間が1月未満のとき又は残期間に1月未満の端数があるときは、当該残期間又は端数を1月として計算するものとする。

別記第6号様式の2の次に次の2様式を加える。

第6号様式の3 (第5条の4関係)

年 月 日

高知県知事 様

住所  
氏名 <sup>㊞</sup>  
(船舶が共有の場合は、共有者の代  
表者)  
電話番号

甲種漁港施設使用廃止届

先に許可を受けました漁港施設の使用について廃止したいので、次のとおり届け出ます。

|                                         |          |                 |
|-----------------------------------------|----------|-----------------|
| 現在の<br>使用<br>の<br>許<br>可<br>の<br>内<br>容 | 許可年月日    | 年 月 日           |
|                                         | 管理番号     |                 |
|                                         | 漁港の名称    |                 |
|                                         | 漁港施設の位置  |                 |
|                                         | 漁港施設の種類  |                 |
|                                         | 艇名(フリガナ) |                 |
|                                         | 船舶検査済票番号 |                 |
|                                         | 停係泊等の期間  | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 共有者の住所及び氏名                              |          |                 |
| 廃止年月日                                   | 年 月 日    |                 |
| 廃止の理由                                   |          |                 |
| 備考                                      |          |                 |

第6号様式の4 (第5条の4関係)

第 号  
年 月 日

様

高知県知事



甲種漁港施設使用許可取消し等決定通知書

年 月 日付けで届出のありました漁港施設の使用の廃止については、高知県漁港管理条例第18条第1項の規定に基づき 年 月 日限り漁港施設の使用の許可を取り消すこととし、使用料の還付については、同条例第15条第3項の規定に基づき次のとおり決定しましたので、通知します。

|               |                        |                 |
|---------------|------------------------|-----------------|
| 取り消した使用の許可の内容 | 許可年月日                  | 年 月 日           |
|               | 管理番号                   |                 |
|               | 漁港の名称                  |                 |
|               | 漁港施設の位置                |                 |
|               | 漁港施設の種類                |                 |
|               | 艇名(フリガナ)               |                 |
|               | 船舶検査済票番号               |                 |
|               | 停係泊等の期間                | 年 月 日から 年 月 日まで |
|               | 共有者の住所及び氏名             |                 |
|               | 還付する使用料の額又は使用料を還付しない理由 |                 |
| 備考            |                        |                 |

- (教示)
- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
  - この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事になります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別図中「(第5条の5関係)」を「(第5条の6関係)」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第24号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則(昭和29年高知県規則第51号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「許可申請」を「許可申請等」に改め、同条第3項中「に規定する」を「又は次項の規定による」に、「場合において」を「場合において、使用許可書の様式は知事が別に定めるものとし」に、「別記第5号様式の4」を「別記第5号様式の4」に改め、同条第4項中「受けた者が」を「受けた者は」に、「更に第1項又は第2項に規定する様式」を「第1項又は第2項」に、「この場合許可申請書」を「この場合においては、当該許可申請書」に改め、同条第5項中「及び前項の規定による」を「若しくは前項の規定による」に改め、「又は条例第13条の2の市町」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(使用の廃止の届出等)

第6条の2 条例第5条第2項の規定による使用(条例別表第1の4において計算単位当たりの使用料の基準を月額で定めた係留施設又は暫定係留施設の使用に限る。以下この条において同じ。)の許可を受けた者は、当該許可の期間が満了する前にその使用を廃止しようとするときは、別記第6号様式の2による係留施設等使用廃止届を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、条例第11条の規定に基づき当該許可を取り消すときは、別記第6号様式の3による係留施設等使用許可取消し等決定通知書により当該届出者に通知するものとする。

3 前項の場合における条例第13条第2項の規定に基づく使用料の還付金額については、当該届出者の使用の許可の期間の残期間(当該許可を取り消した日の翌日から当該許可の期間が満了する予定であった日までの期間をいう。以下この項において同じ。)によるものとする。この場合において、残期間が1月未満のとき又は残期間に1月未満の端数があるときは、当該残期間又は端数を1月として計算するものとする。

第7条第1項中「前条第2項」を「第6条第2項」に、「前条第1項」を「第6条第1項」に改める。

別記第6号様式の次に次の2様式を加える。

第6号様式の2 (第6条の2関係)

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住 所  
 (法人にあっては、主たる  
 事務所の所在地)  
 氏 名  
 (法人にあっては、名称及  
 び代表者の職・氏名)  
 電話番号

㊟

係留施設等使用廃止届

下記のとおり係留施設等の使用を廃止したいので、届け出ます。

記

|                         |       |                 |
|-------------------------|-------|-----------------|
| 現在の<br>使用の<br>許可の<br>内容 | 許可年月日 | 年 月 日           |
|                         | 管理番号  |                 |
|                         | 港湾名   |                 |
|                         | 施設名   |                 |
|                         | 船 名   |                 |
|                         | 船舶番号  |                 |
|                         | 係留期間  | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 廃止年月日                   | 年 月 日 |                 |
| 廃止の理由                   |       |                 |
| 備 考                     |       |                 |

第6号様式の3 (第6条の2関係)

第 号  
 年 月 日

様

高知県知事

㊟

係留施設等使用許可取消し等決定通知書

年 月 日付で届出のありました係留施設等の使用の廃止については、高知県港湾施設管理条例第11条の規定に基づき 年 月 日限り係留施設等の使用の許可を取り消すこととし、使用料の還付については、同条例第13条第2項の規定に基づき下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

|                                                       |                 |       |
|-------------------------------------------------------|-----------------|-------|
| 取り<br>消し<br>た<br>使<br>用<br>の<br>許<br>可<br>の<br>内<br>容 | 許可年月日           | 年 月 日 |
|                                                       | 管理番号            |       |
|                                                       | 港湾名             |       |
|                                                       | 施設名             |       |
|                                                       | 船 名             |       |
|                                                       | 船舶番号            |       |
| 係留期間                                                  | 年 月 日から 年 月 日まで |       |
| 還付する使用料の額又は使用料を還付しない理由                                |                 |       |
| 備 考                                                   |                 |       |

(教示)

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事になります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。



高知県海岸管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第25号****高知県海岸管理条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県海岸管理条例施行規則（平成18年高知県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第7条第5号」を「第7条第1項第5号」に改める。

第7条に次の1項を加える。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、同項各号に掲げる許可をするときは知事が別に定める許可書を当該申請をした者に交付し、許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

第9条に次の1項を加える。

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、変更の許可をするときは知事が別に定める許可書を当該申請をした者に交付し、変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

第9条の次に次の1条を加える。

（使用の廃止の届出等）

**第9条の2** 条例第6条第1項又は第2項ただし書の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了する前にその使用を廃止しようとするときは、別記第5号様式の2による簡易係留施設使用廃止届を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、当該許可を取り消すときは、別記第5号様式の3による簡易係留施設使用許可取消し等決定通知書により当該届出者に通知するものとする。

3 前項の場合における条例第12条第2項の規定に基づく使用料の還付金額については、当該届出者の使用の許可の期間の残期間（当該許可を取り消した日の翌日から当該許可の期間が満了する予定であった日までの期間をいう。以下この項において同じ。）によるものとする。この場合において、残期間が1月未満のとき又は残期間に1月未満の端数があるときは、当該残期間又は端数を1月として計算するものとする。

第11条中「第12条ただし書」を「第12条第1項ただし書」に改める。

第12条第1項中「第7条第3号若しくは第4号」を「第7条第1項第3号若しくは第4号」に改める。

別記第5号様式の次に次の2様式を加える。

## 第5号様式の2 (第9条の2関係)

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住 所

氏 名 ㊟

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所  
在地、名称及び代表者の職・氏名)

## 簡易係留施設使用廃止届

高知県海岸管理条例第6条第1項の規定により海岸保全区域内における簡易係留施設の使用の許可を受けていたものについて、その使用を廃止したいので、次のとおり届け出ます。

|                         |       |                              |
|-------------------------|-------|------------------------------|
| 現在の<br>使用の<br>許可の<br>内容 | 許可年月日 | 年 月 日                        |
|                         | 許可番号  | 第 号                          |
|                         | 海岸の名称 |                              |
|                         | 区域の種別 | 海岸保全区域 ・ 一般公共海岸区域 ・ 一般公共海岸水域 |
|                         | 使用の場所 |                              |
|                         | 船舶の種類 | モーターボート ・ ヨット ・ その他 ( )      |
|                         | 船名    |                              |
|                         | 船舶番号  |                              |
|                         | 使用期間  | 年 月 日から 年 月 日まで              |
|                         | 廃止年月日 | 年 月 日                        |
| 廃止の理由                   |       |                              |
| 備考                      |       |                              |

注 1 「区域の種別」欄及び「船舶の種類」欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 届出書は、正副2部を提出してください。

## 第5号様式の3 (第9条の2関係)

第 号  
年 月 日

様

高知県知事 ㊟

## 簡易係留施設使用許可取消し等決定通知書

年 月 日付けで届出のありました簡易係留施設の使用の廃止については、  
年 月 日限り簡易係留施設の使用の許可を取り消すこととし、使用料の還付について  
は、高知県海岸管理条例第12条第2項の規定に基づき次のとおり決定しましたので、通知しま  
す。

|                                                       |                 |       |
|-------------------------------------------------------|-----------------|-------|
| 取り<br>消し<br>た<br>使<br>用<br>の<br>許<br>可<br>の<br>内<br>容 | 許可年月日           | 年 月 日 |
|                                                       | 許可番号            | 第 号   |
|                                                       | 海岸の名称           |       |
|                                                       | 区域の種別           |       |
|                                                       | 使用の場所           |       |
|                                                       | 船舶の種類           |       |
|                                                       | 船名              |       |
|                                                       | 船舶番号            |       |
| 使用期間                                                  | 年 月 日から 年 月 日まで |       |
| 還付する使用料の<br>額又は使用料を還<br>付しない理由                        |                 |       |
| 備考                                                    |                 |       |

(教示)

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事になります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内で提起することができます(なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)



別記第7号様式中「第12条ただし書」を「第12条第1項ただし書」に改める。

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

-----  
**教育委員会規則**  
-----

公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月25日(揭示済)

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

**高知県教育委員会規則第5号**

**公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則**

公立学校職員の給与に関する条例に基づき各市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成20年高知県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

本則第1号中「第14条の3第1項第3号及び第4号」を「第14条の3第1項第2号」に改め、同号ア中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同号イ中「第7条第1項」を「第6条第1項」に改め、同号ウ中「第10条」を「第9条」に改める。

**附 則**

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県立学校職員等被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月25日(揭示済)

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

**高知県教育委員会規則第6号**

**高知県立学校職員等被服貸与規則の一部を改正する規則**

高知県立学校職員等被服貸与規則(昭和46年高知県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**高知県立学校職員被服貸与規則**

第1条中「県立学校」を「高知県立学校」に、「職員のうち、」を「職員( )に、「職員( )を「職員に限る。」に、「に対し、」を「に対する職務の遂行上必要な」に、「を貸与することについて」を「の貸与及びその管理に関し」に改める。

第2条の見出し中「被服の」を削り、同条中「以下」を「第11条において」に改め、「別に」を削る。

第3条の見出しを「(貸与の基準等)」に改め、同条第1項中「、貸与する」を「並びに貸与する」に、「別表第1及び別表第2の」を「別表に定める」に改め、同条第2項中「、被服」を

「当該被服」に、「別表第2に掲げる被服」を「当該被服」に、「当初」を「当該引き続いて貸与した被服を当初に」に改め、同条第3項中「貸与期間が」を「貸与した被服の貸与期間が」に、「の満了に係る」を「が満了した」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 所属長は、業務の状況又は被服の損耗の程度により適当であると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該被服の貸与期間を1年に限り延長することができる。

第4条及び第5条を削る。

第6条中「所属長は、職員から被服貸与の申出を受けたときは、別記様式による申請書を教育長」を「職員は、被服の貸与を受けようとするときは、別記第1号様式による被服貸与申請書を所属長」に改め、同条を第4条とする。

第7条の見出しを「(着用義務)」に改め、同条第1項中「勤務時間中(出張等による外出の場合を除く。 )これを着用するものとする」を「その業務に従事するときは、原則として当該被服を着用しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、産業教育実習船土佐海援丸(以下「土佐海援丸」という。)の職員にあっては、土佐海援丸の船長の指示に従い着用するものとする。

第7条第2項を削り、同条を第5条とする。

第8条の見出しを「(管理責任)」に改め、同条第1項中「、被服」を「、当該被服」に、「き損又は汚損したときは、」を「き損し、又は汚損したときは、速やかに当該被服の」に改め、同条第2項中「、被服」を「、当該被服」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

(貸与状況の管理)

**第7条** 所属長は、被服を貸与した職員の職名及び氏名並びに貸与した被服の品目、数量、貸与年月日、返納年月日等を記載した台帳等により被服の貸与の状況を明らかにしておかなければならない。

(き損等の報告及び再貸与)

**第8条** 被服の貸与を受けた職員は、当該被服をき損し、又は紛失したときは、速やかに別記第2号様式による貸与被服き損(紛失)届により所属長に報告しなければならない。

2 職員は、貸与を受けた被服をき損し、若しくは紛失した場合において被服の再貸与を受けようとするとき又は第10条の規定により返納した被服の再貸与を受けようとするときは、別記第3号様式による被服再貸与申請書を所属長に提出しなければならない。

3 所属長は、前項の規定による申請があった場合において必要があると認めるときは、被服を再貸与することができる。

第9条中「自己の責」を「自己の責め」に、「貸与を受けた被服」を「当該被服」に、「これを」を「その損害を」に改める。

第10条第1項中「職員は、」を「職員は、当該被服の」に、「該当する」を「該当した」に、「すみやかに当該貸与を受けた被服」を「速やかに別記第4号様式による貸与被服返納届を添えて当該被服」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「退職した」を「退職し、又は休職した」に改め、同項第3号中「その他所属長から」を「所属長から貸与を受けた被服の」に改め、同項を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 貸与されるべき職務以外の職務に配置換えされたとき。第10条第2項を削る。

第11条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「貸与」を「貸与及びその管理」に改め、「別に」を削る。

別記様式及び別表を削る。

付則の次に次の別表及び別記様式を加える。

別表 (第3条関係)

職員の範囲	品目	数量	貸与期間
土佐海援丸に勤務する職員及び実習指導のため乗り組む職員 (司厨員を除く。)	制服(夏)	1	3
	制服(冬)	1	5
	制帽	1	5
	肩章	1	5
	作業服	1	1
	作業衣(夏)	1	1
	作業衣(冬)	1	1
	作業帽	1	1
	雨ガッパ	1	1
	防寒着	1	1
	作業靴	1	1
	ゴム長靴	1	1
	土佐海援丸に勤務する職員及び実習指導のため乗り組む職員 (司厨員に限る。)	制服(夏)	1
制服(冬)		1	5
制帽		1	5
肩章		1	5
作業服		1	1
作業衣(夏)		1	1
作業衣(冬)		1	1
作業帽		1	1
雨ガッパ		1	1
防寒着		1	1
作業靴		1	1
ゴム長靴		1	1
調理衣		1	1
調理帽	1	1	
高知県立学校に勤務する実習助手及び農場助手	作業服(夏)	1	2
	作業服(冬)	1	2
高知県立学校に勤務する調理員	調理衣(夏)	2	2
	調理衣(冬)	2	2
	作業帽	2	2

備考 1 数量の単位は組、個、着又は足と、貸与期間の単位は年とする。  
 2 高知県立学校に勤務する実習助手に貸与する作業服については、白衣とすることができるものとする。

別記

第1号様式 (第4条関係)

被服貸与申請書

年 月 日

所属長 様

申請者 所属  
 職名  
 氏名 ㊞

下記のとおり被服の貸与を受けたいので、高知県立学校職員被服貸与規則第4条の規定により申請します。

記

品目	規格	数量	貸与の申請事由

※処理欄

上記のとおり申請がありましたので、被服を貸与してよろしいでしょうか。

所属長				担当
貸与年月日	年 月 日	申請者受領印		
台帳記載年月日	年 月 日			

第2号様式 (第8条関係)

貸与被服き損(紛失)届

年 月 日

所属長 様

届出者 所属  
職名  
氏名 ㊟

下記のとおり貸与を受けた被服をき損した(紛失した)ので、高知県立学校職員被服貸与規則第8条第1項の規定により報告します。

記

品目	規格	数量	き損の程度及び理由又は紛失の理由

第3号様式 (第8条関係)

被服再貸与申請書

年 月 日

所属長 様

申請者 所属  
職名  
氏名 ㊟

下記のとおり被服の再貸与を受けたいので、高知県立学校職員被服貸与規則第8条第2項の規定により申請します。

記

品目	規格	数量	再貸与の申請事由

※処理欄

上記のとおり申請がありましたので、被服を再貸与してよろしいでしょうか。

所属長				担当
再貸与年月日	年 月 日	申請者受領印		
台帳記載年月日	年 月 日			

第4号様式(第10条関係)

貸与被服返納届

年 月 日

所属長 様

届出者 所属  
職名  
氏名 ㊞

高知県立学校職員被服貸与規則第10条の規定により、下記のとおり貸与を受けた被服を返納します。

記

品目	規格	数量	返納の理由

※処理欄

上記のとおり届出がありましたので、返納された被服を受領してよろしいでしょうか。

所属長				担当
返納年月日	年 月 日		担当受領印	
台帳記載年月日	年 月 日			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高知県立学校職員等被服貸与規則の規定により貸与している被服については、なお従前の例による。



高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月25日(揭示済)

高知県教育委員会委員長 河田 耕一

高知県教育委員会規則第7号

高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則(平成14年高知県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「要する職員」を「要する職員に限る」に、「に対し、」を「に対する職務の遂行上必要な」に、「を貸与することについて」を「の貸与及びその管理に関し」に改める。

第2条の見出し中「被服の」を削り、同条中「第10条」を「第11条」に改め、「別に」を削る。

第3条の見出しを「(貸与の基準等)」に改め、同条第1項中「貸与する」を「並びに貸与する」に、「別表の」を「別表に定める」に改め、同条第2項中「被服」を「当該被服」に、「別表に掲げる被服」を「当該被服」に、「当初」を「当該引き続いて貸与した被服を当初に」に改め、同条第3項中「貸与期間が」を「貸与した被服の貸与期間が」に、「の満了に係る」を「が満了した」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 所属長は、業務の状況又は被服の損耗の程度により適当であると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該被服の貸与期間を1年に限り延長することができる。

第4条を削る。

第5条中「職員が」を「職員は、」に、「課長に別記様式による被服貸与申請書を」を「別記第1号様式による被服貸与申請書を所属長に」に改め、同条を第4条とする。

第6条の見出しを「(着用義務)」に改め、同条中「勤務時間中(外出の場合を除く。これを着用するものとする)」を「その業務に従事するときは、原則として当該被服を着用しなければならない」に改め、同条を第5条とする。

第7条の見出しを「(管理責任)」に改め、同条第1項中「被服」を「、当該被服」に、「き損又は汚損したときは、」を「き損し、又は汚損したときは、速やかに当該被服の」に改め、

同条第2項中「、被服」を「、当該被服」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(貸与状況の管理)

**第7条** 所属長は、被服を貸与した職員の職名及び氏名並びに貸与した被服の品目、数量、貸与年月日、返納年月日等を記載した台帳等により被服の貸与の状況を明らかにしておかなければならない。

第10条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「貸与」を「貸与及びその管理」に改め、「別に」を削り、同条を第11条とする。

第9条中「職員は、」を「職員は、当該被服の」に、「該当する」を「該当した」に、「別記様式による貸与被服返納届を貸与を受けた被服に添えて課長」を「別記第4号様式による貸与被服返納届を添えて当該被服を所属長」に改め、同条第1号中「退職した」を「退職し、又は休職した」に改め、同条第3号中「その他課長から」を「所属長から貸与を受けた被服の」に改め、同条を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加え、同条を第10条とする。

(3) 貸与されるべき職務以外の職務に配置換えされたとき。

第8条中「貸与を受けた被服」を「当該被服」に、「これを」を「その損害を」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

(き損等の報告及び再貸与)

**第8条** 被服の貸与を受けた職員は、当該被服をき損し、又は紛失したときは、速やかに別記第2号様式による貸与被服き損(紛失)届により所属長に報告しなければならない。

2 職員は、貸与を受けた被服をき損し、若しくは紛失した場合において被服の再貸与を受けようとするとき又は第10条の規定により返納した被服の再貸与を受けようとするときは、別記第3号様式による被服再貸与申請書を所属長に提出しなければならない。

3 所属長は、前項の規定による申請があった場合において必要があると認めるときは、被服を再貸与することができる。

別表を次のように改める。

**別表** (第3条関係)

職員の範囲	品目	数量	貸与期間
文化財課に勤務する職員で、文化財等の調査、保存及び修理等の業務に従事するもの	作業服(夏)	1	2
	作業服(冬)	1	2
	ゴム長靴	1	2
	雨ガッパ	1	3
	防寒着	1	3
	作業靴	1	2

備考 1 数量の単位は組、足又は着と、貸与期間の単位は年とする。  
2 文化財課に勤務することとなった新規採用職員には、作業服(夏)及び作業服(冬)を各2組貸与するものとする。  
別記様式を次のように改める。

**別記**

**第1号様式** (第4条関係)

被服貸与申請書

年 月 日

所属長 様

申請者 所属  
職名  
氏名 ㊟

下記のとおり被服の貸与を受けたいので、高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則第4条の規定により申請します。

記

品目	規格	数量	貸与の申請事由

※処理欄

上記のとおり申請がありましたので、被服を貸与してよろしいでしょうか。

所属長				担当
貸与年月日	年	月	日	申請者受領印
台帳記載年月日	年	月	日	

**第2号様式** (第8条関係)

貸与被服き損(紛失)届

年 月 日

所属長 様

届出者 所属  
職名  
氏名 ㊟

下記のとおり貸与を受けた被服をき損した(紛失した)ので、高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則第8条第1項の規定により報告します。

記

品目	規格	数量	き損の程度及び理由又は紛失の理由

## 第3号様式 (第8条関係)

## 被服再貸与申請書

年 月 日

所属長 様

申請者 所属  
職名  
氏名 ㊟

下記のとおり被服の再貸与を受けたいので、高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則第8条第2項の規定により申請します。

## 記

品目	規格	数量	再貸与の申請事由

## ※処理欄

上記のとおり申請がありましたので、被服を再貸与してよろしいでしょうか。

所属長				担当
再貸与年月日	年 月 日	申請者受領印		
台帳記載年月日	年 月 日			

## 第4号様式 (第10条関係)

## 貸与被服返納届

年 月 日

所属長 様

届出者 所属  
職名  
氏名 ㊟

高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則第10条の規定により、下記のとおり貸与を受けた被服を返納します。

## 記

品目	規格	数量	返納の理由

## ※処理欄

上記のとおり届出がありましたので、返納された被服を受領してよろしいでしょうか。

所属長				担当
返納年月日	年 月 日	担当受領印		
台帳記載年月日	年 月 日			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則の規定により貸与している被服については、なお従前の例による。